さわやか 2005年7月1日発行

裁判所まで ひとっ跳び

弁護士に自己破産申立事件を委任した場合、弁護士がどのように活 動し、手続きがどのように進行するのかを、個人の自己破産を横浜 地方裁判所本庁に申し立てた事件を例にまとめてみました。



不足書類に ついては事務 局からご連絡 いたします。

裁判所に必要書 類を添付して申立 をします。



申立書および必 要書類をチェック して、受理します。

9_月10_日

ローン残債務が

00

借金がだんだん増

えてしまった経過に

ついて、思い出して

下書きしてきました。



破産に至った経過について、 整理して記載する必要がありま す。あなたには住民票等の必要 書類をととのえていただきます。 あなたのマンションの査定価格 も調査してください。

> 自己破産にも、同時廃止手続きと小規模管財手続 きの2種類があります。前者は簡便な手続きですが、 後者は破産管財人を選任し、債権者集会を開催する 比較的厳格な手続きです。20万円以上の価値のあ る財産 (不動産、預貯金、生命保険、自動車など) を持っている場合は、これらの財産を破産管財人に 提出しなければなりません。この場合は、小規模管



これまでの生活 をご家族と一緒に 振り返り、二度と 借金をしないよう、 きちんと家計簿を つけてください。

当事務所の弁護 士費用は、債務総 額や債権者数にも よりますが、基本 的に着手金21万 円、報酬21万円 です。一括でのお 支払いが難しい方 はご相談ください。

麦に相談をし、これ以 上マンションのローンを 支払うことはできないの で、自己破産申立に同意 してもらいました。



弁護士

委任契約締結 7_月10_日

債務整理の方法は、 借金の額、取引経過、 家計の状況、収入金 額、などから慎重に 選択する必要があり ますので、弁護士に ご相談ください。当 事務所では、相談時 に債務整理方法の概

要や必要書類等の説

明書をお渡ししてい

是統領地震部同

11_月15_月

免責を許可する

依頼者及び債権者に免

債務整理の方法には、自己破 産、任意整理、個人再生の3つ がありますが、あなたの場合は、 ローン返済額や家計の状況など から判断すると、自己破産の申 立しか方法がありません。自己 破産とは、あなたの全財産を返 済にあてても任意整理が不可能 な場合に裁判所に自ら破産を申 し立てて、借金を免除してもら う (免責してもらう) 法的手続

私は35歳のサラリーマンです 家族は妻と子ども二人です。5年 前にマンションを購入しましたが、 2年前から給料が減ってしまい、 ローンの返済を消費者金融からの 借入でまかなうようになりました。 現在、消費者金融6社から総額 500万円の借金をしています。借 りては返しての自転車操業を繰り 返してきましたが、これ以上返済 することはできません。どうした らいいでしょうか



7月1日



10-00

します。

りました。

これまでの取引: 各債権者に対する 経過を開示 : 正確な債務額など を調査します。

(2ヶ月ほどかかります) 債権者

計画についての

11月9日まで

債務者の借金を免除すること

について、債権者が裁判所に意

見を述べることができる期間です。

マンションの査定価格の 1.2倍以上の場合

1.2 倍未満の場合 小規模管取用綜合

破產決定 9月20日

債務者について破産手続きを

開始する。破産管財人を選任する。 破産管財人は、中立の立

場の弁護士です。あなたの 借金のできた経過や財産状 況を調査し、財産を換価し た上、債権者に配当する任 務を負っています。あなた には破産管財人に協力する 義務があります。





財手続きを選択する必要があります。

弁護士が裁判官と面接し、申立の内容な 9月12日 どについて説明をします。このとき、裁判 所に申立内容について厳しく点検されます。

載は何ですか 援助です 裁判官

即日出されます。

特に問題がなければ破産決定が

计表写 9月12日

債務者について破 産手続きを開始する。



依頼者及び債権者 に破産決定が出た旨 の連絡をします。

借金が増えた経過について、確認し ます。あなたのマンションは売却する ことになりますので、引越しの準備を してください。もう二度と借金をしな いように家計を把握してください。



なるべく早く引っ越し先を探 します。もう二度と借金をしな いですむよう、妻とも話し合い ました。家計簿もつけています 弁護士も同席し、借り入

れの経過などを説明します。 9_月25_日



却しました。財団 組入金を債権者に い。配当します。 破産管財人

マンションを売

申立書に間違いありまく せんね。今は収入の範囲 内で生活していますね。

裁判官 もう二度と借 ☆の食はしません。 依頼人 (債務者)

情者皇会。

12月1日

11₂10₂

では、委任契約書を作

債務者と弁護士が出頭する必要があ ります。裁判官から免責制度について の説明や今後の生活への訓戒などがさ れます。



依頼人 (情務者)

二度と借金を することのない ように生活して ください。

責許可決定が出た旨の連 絡をします。

債権者からの意見がなく、免責不許可事 由もなければ免責許可決定が出されます。 借金の原因が浪費、ギャンブルなどの場 合は免責不許可事由があることになります。 この場合は、小規模管財手続きを選択する ことにより、免責決定が受けられることが ありますので、弁護士にご相談ください。



これで借金の支払い義務がなく なりました。これからの生活が 大切です。もう二度と借金をし ないようにご家族とも協力して 頑張って生活してくださいね。



12月5日

借金の返済に苦しむ生活 はこりごりです。これか らは家計簿をつけて収入 の範囲内で生活していき ます。ありがとうござい



- 自己破産をすると、家族に迷惑はかからない でしょうか。
- 破産はあくまであなた個人の問題ですから、 保証人になっていない限り、家族が不利益な扱 いを受けることはありません。しかし、あなた 自身は、破産手続きの間、保険の外交員や警備 員などになることはできませんし、10年間ほ どブラックリストに載りますから、ローンを組 んだりクレジットカードを作ったりすることは できなくなります。
- 自己破産したことを戸籍に記載されたりしな いでしょうか。
- 破産宣告を受けても、戸籍に記載されること もありませんし、選挙権などの公民権にも全く 影響はありません。特定の職業を除き、現在の 職を失うこともありません。
- 債権者からの督促が厳しいのですが。
- 弁護士に委任した後は、金融監督庁ガイドラ インに基づき、債権者は今後の督促ができなく なります。弁護士に委任後は返済する必要もあ りません。
- マンションは手放さなければなりませんか。
- 自己破産をする場合は、マンションを手放さ なければなりません。継続的収入のある方は、 個人再生手続きを選択すればマンションを継続 して所有できます。しかし、マンションのロー ンは減額できません。詳しくは、弁護士にご相 談ください。
- 何度も自己破産はできるのですか。
- 7年間は2度目の免責を受けることはできま せんし、7年以降も2度目の免責は認められな い可能性がありますから、きちんと家計管理を して、二度と借金をしないで生活してください。